

**⑪「かさま消費者大学」の参加者を募集します**

近年、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者の消費者被害に対応するためには、周りにいる人たちが常に気を配り、地域で見守ることが大切です。

そこで、昨年度まで実施していました「消費者力アップ講座」を「かさま消費者大学」と講座名を改め、高齢者が悪質業者などのターゲットにされていないかなどの「気づき」を通して声をかけ、消費生活センター等へ相談するようにつなぐ「消費生活マイスター」の養成講座を開催します。参加費は無料です。

回	開催日	講座内容	講師
1	10月10日(土)	最近の消費者問題と消費者庁の取組み	消費者庁
2	10月17日(土)	消費者の安全・安心のための法律知識(1)	国土舘大学大学院教授 山口 康夫さん
3	11月7日(土)	消費者行政と地域連携 ～消費者行政充実ネットちばの活動～	弁護士 拝師 徳彦さん
4	11月14日(土)	消費者問題・トラブル事例から考える 法律入門	弁護士 安彦 和子さん
5	11月21日(土)	笠間市地域包括ケアシステムネットワーク 事業	笠間市地域包括支援センター
6	11月28日(土)	消費者の安全・安心のための法律知識(2)	国土舘大学大学院教授 山口 康夫さん

**時間** 午後1時30分～3時30分

**会場** 友部公民館 2階小会議室(笠間市中央3-3-6)

**対象** 市内在住または勤務の高校生以上の方(高校生は保護者の同意が必要です)  
※全6回受講することが原則です。

**定員** 40名(先着順)

**申込方法** 笠間市消費生活センターに直接または電話、FAXでお申し込みください。  
申込みの際は、お名前、ご住所、連絡先をお知らせください。

**申込期限** 9月30日(水)

**受付時間** 午前9時～正午・午後1時～4時(日・月・祝日を除く)

**申・問** 笠間市消費生活センター TEL・FAX 0296-77-1313



**⑫笠間市ふれあいスポーツの集い(第10回)を開催します**

障がい者と子どもが共通の場集い、スポーツを通じて相互の理解を深め合う「ふれあいスポーツの集い」を開催します。

**日時** 10月31日(土) 午前9時～午後2時30分(受付:午前8時30分～)

**会場** 笠間市民体育館(笠間市石井2068-1)

**内容** 綱引き、パン食い競走、大玉ころがしなど楽しいアトラクションがあります。

**参加団体** 市内の障がい者(児)団体、施設、在宅障がい者(児)保育所

**<参加者募集>**

市内に在宅で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はぜひ、ご家族(介護者)の方と一緒に申し込みください。昼食、豚汁サービスもあります。

**申込方法** 電話でお申し込みください。

**申込期限** 10月2日(金)

**申・問** 社会福祉課(内線154・155・156)、  
笠間支所福祉課(内線72131)、岩間支所福祉課(内線73173)

**⑥使用済み食用油(植物油)を回収しています**

ご家庭で不要になったてんぷら油など、廃食用油(植物油)の回収を**市役所環境保全課・各支所地域課の窓口**で行っています。環境にやさしいまちづくりを推進し、河川の汚染防止や下水道処理への負担を軽減するため、家庭から排出される廃食用油の回収にご協力をお願いします。なお、廃食用油はペットボトルに入れ、漏れないようにキャップを閉めてお持ちください。

回収できる油		回収できない油	
サラダ油	植物油	鉱物油(エンジンオイル等)	鉱物油
菜種油(キャノーラ油)		牛脂	動物油
コーン油		豚脂(ラード)	
紅花油(サフラワー油)		魚油	植物油
ヒマワリ油		ヤシ油	
綿実油		パーム油	
ゴマ油		ショートニング	

**廃食用油の出し方の注意**

- ・回収容器(ペットボトル)は事前に内部を洗浄し、よく乾かしてください。
- ・油かす等は、できる限り取り除いてください。
- ・回収できる油以外の油は混ぜないでください。
- ・回収容器は返却しませんので、ご注意ください。
- ・期限切れ等で未開封の食用油は、そのままの容器でお持ちください。
- ・回収対象は一般家庭からの廃食用油のみです。事業所(食堂含む)は専門業者にご相談ください。
- ・回収できない油はお預かりできません。
- ・廃食用油を凝固剤などで固めたものはお預かりできません。



**問** 環境保全課(内線127)、笠間支所地域課(内線72115)、岩間支所地域課(内線73115)

**⑦屋外広告物の表示には許可が必要です**

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、のぼり旗、はり紙などをいいます。これらを表示する際は、原則として市長の許可を受ける必要があります。

また、屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められており、許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になります。

笠間市では、まちの良好な景観の形成や公衆に対する危害防止のため、茨城県屋外広告物条例をもとに、屋外広告物の表示場所や大きさなどを規制しています。条例の規程を順守した表示や管理を行い、美しいまちづくりを目指しましょう。

**主な規制の例**

- ・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合  
道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲の区域(一部の用途地域内を除く)、信号機の付近等の「禁止地域」および信号機、街路樹、道路標識等の「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。
- ・自己の店舗等に店名、取扱商品名等を表示する場合(自家広告物)  
高さ、色彩等の許可基準を満たし、合計面積が一定の面積以下であったうえで、市長の許可を受けた自家広告物は、禁止地域でも表示することができます。

**問** 都市計画課(内線588)

**ご利用ください! 笠間市立病院 平日夜間・日曜初期救急診療**  
祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日: 19時～21時・日曜日: 9時～17時